

[蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券]

実 施 要 項

葛城市、葛城市商工会プレミアム商品券事務局

蓮花ちゃん！！ウキウキ！！

プレミアム商品券発行事業実施要項

[発行の目的] 葛城市と葛城市商工会プレミアム商品券事務局（以下、「事務局」という）は、地域消費者の購買意欲を喚起し、地域経済の活性化と地元消費の拡大を図ることを目的として、葛城市プレミアム商品券発行事業を実施します。

[名称] 「蓮花ちゃん！！ウキウキ！！プレミアム商品券（以下「商品券」という）」

[発行者] 葛城市商工会

[発行総額] 2億2100万円（販売額1億7000万円）

[販売数量] 17,000冊

[販売価格] 1冊 10,000円（13,000円・プレミアム率30%）

《内訳》 共通券 1,000円券×10枚=10,000円
500円券×4枚=2,000円
専用券 500円券×2枚=1,000円

※共通券とは、登録店全店で利用できる商品券。

※専用券とは、大型店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売店及び集合店舗）を除く取扱店で利用できる商品券。

[有効期間] 平成27年8月7日（金）～平成28年1月31日（日）

有効期限を経過した商品券は無効とする。

[購入限度] 1名あたり上限5冊まで

[利用方法] 取扱店が取扱う商品購入・サービスの提供等の代金支払いに利用。

[商品券の販売方法]

○予約販売

申込資格 葛城市内に居住していること。

申込方法 往復はがきにて予約受付※往復はがき以外の申込みは無効です。

住所、氏名、電話番号、希望冊数を記入 1名につき1通

予約受付 平成27年7月5日（日）～7月25日（土） ※消印有効

応募が販売数量を超えた場合、7月30日（木）抽選を行い、7月31日（金）結果発送予定。

引換販売期間 平成27年8月7日（金）～8月11日（火）

引換場所 ①葛城市新庄文化会館、葛城市當麻文化会館

平成27年8月7日（金）～8月9日（日）

②葛城市商工会

平成27年8月10日（月）～8月11日（火）

[取扱店の登録]

○資格要件

葛城市内に立地する店舗・事業所があること。

「商品券発行事業実施要項」及び「取扱店募集要項」を遵守すること。

○対象外事業所

- 商品券が利用できない商品・サービスのみを取扱うもの。
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

○登録申請期間 平成27年5月1日（金）～27年12月1日（火）

但し、登録店掲載チラシに掲載されるのは平成27年6月2日（火）までに登録手続きを完了した事業所。6月3日（水）以降の登録は葛城市及び葛城市商工会のホームページに掲載。

○提出先 葛城市商工会

○登録方法 「取扱店募集要項」を確認し、「取扱店登録申請書」に所要事項記入の上、提出。

[商品券の利用範囲（制限）]

○次に示す内容について商品券の利用はできません。

- (1) 換金性の高いもの（有価証券、商品券、ビール券、図書カード、交通券、プリペイドカード、印紙、切手など）。
- (2) 転売を含む現金との換金、株式・保険・宝くじ等の金融商品、金融機関への預入。
- (3) 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋の必要な医薬品を含む。ただし、介護保険に係る住宅改修費、福祉用具購入費は除く）。
- (4) 土地及び家屋の購入など資産性の高い商品。
- (5) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそる恐れのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- (7) 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、ガス、水道料金等の公共料金）。
- (8) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号）に規定する製造たばこの購入等小売定価以外の販売が法律で禁止されているもの。
- (9) 取扱店が特別に指定した商品・サービス。

○注意事項 つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

[商品券の換金]

○換金場所 葛城市商工会

○換金方法

- ア 取扱店は、参加店登録証及び「利用済み商品券（裏面に店名を記入等したもの）」と「プレミアム商品券換金申請書《様式第1号》」を事務局に持参。小切手振出により換金を行います。
- イ 口座振込を希望する場合は、「利用済み商品券（裏面に店名を記入等したもの）」と「プレミアム商品券換金申請書（口座振込用）《様式第2号》」を事務局に持参。後日、換金額から振込手数料を控除した額を振り込む。

○換金期間 平成27年9月10日（木）～平成28年2月22日（月）

※毎月末締め10日支払・最終月20日支払（年末年始・土・日・祝祭日の場合は、その翌日）

[取扱店の責務]

- (1) 利用者が商品券を持参したときは、受け取る前に正規のものであるか、また、裏面に他店名の記入がないか等を確認の上、商品券額面分の商品の販売、サービス等の提供を行うこと。ただし、差額が生じる場合に釣銭は支払わないこと。
- (2) 商品券には「共通券」と「専用券」があるため、売り場面積1,000㎡以上の大型小売店舗では「専用券」を受け取らないこと。
- (3) 明らかな偽造等や不正利用の疑いがあるときは、商品券の受け取りを拒否するとともに速やかにその事実を事務局に報告すること。
- (4) 利用済みの商品券は、他店ででの再利用を防止するため、受け取り後、直ちに裏面の所定欄に店名等を記入もしくは押印（スタンプ可）すること。
- (5) 商品券の交換、譲渡、売買は行わないこと。利用期間中において正規に利用された商品券のみ事務局で換金に応じる。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に利用しないこと。
- (7) 利用済みの商品券の紛失や盗難、換金期間切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- (8) 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- (9) 回収した商品券を、回収に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- (10) 取扱店登録事項に変更があったときは、速やかに事務局に届け出ること。
- (11) 事務局からの指示を遵守するとともに本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

[取扱店の表示等]

事務局が配布する取扱店表示ポスター等は、必ず取扱店であることが明確にわかるようを店頭・店先等に必ず掲示し、消費者に周知すること。

[注意事項]

○偽造商品券

取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認する。（商品券には偽造対策を施している。）

○個人情報

登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行にかかる事務処理のため、事務局に提供することとする。事務局は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用しない。

[その他留意事項]

- 「商品券発行事業実施要項」及び「取扱店募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項については、葛城市、葛城市商工会プレミアム商品券事務局内で協議の上、決定する。

<問い合わせ先>

葛城市、葛城市商工会プレミアム商品券事務局（葛城市商工会内）

〒639-2147 奈良県葛城市新庄454番地2 葛城市商工会内

TEL 0745-69-2480 FAX 0745-69-6604

葛城市役所ホームページ <http://www.city.katsuragi.nara.jp/>

葛城市商工会ホームページ <http://www.katsuragi.jp/>

平日 9:00～17:00（年末年始、土・日・祝祭日を除く）